

コロンビアにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	FTA 関税格差	・FTA/EPA の対象外品目であれば 5-15%の関税が課せられる。	・早期の日本コロンビア EPA の締結による関税引き下げ。	
				(対応) ・コロンビアはすでに南北米州および EU 等多くの国・地域との間で FTA を締結しており、韓国との FTA も 2014 年 12 月に批准された。 ・2012 年 9 月、コロンビアは日本との間で、EPA 交渉開始で一致し、2015 年 8 月に第 13 回交渉会合を開催した。第 13 回会合では、交渉が完了していない物品貿易(含む物品ルール)、原産地規則等の分野について議論が行われ、進展が見られた。18 分野のうちすでに 16 分野で合意に至っている。(外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_colombia/index.html) ・2016 年 5 月 1 日、コロンビア、ペルー、メキシコ、チリ 4 カ国からなる太平洋同盟枠組み協定の追加議定書が発効し、域内貿易の 92%の品目で関税が即時撤廃された。 ・2016 年 7 月 15 日、コロンビア-韓国 FTA が発効。2035 年までに関税を撤廃。 ・2017 年 7 月 1 日、オーストラリアとニュージーランドは、6 月 29～30 日にコロンビアで開催された太平洋同盟首脳会合において豪・カナダ・NZ・シンガポールの 4 カ国を準加盟国として認めることで一致したことを受けて、太平洋同盟 (AP) (チリ・コロンビア・メキシコ・ペルーの 4 カ国で構成)とのパイの FTA (豪-AP FTA 及び NZ-AP FTA) 両交渉の開始を発表した。		
				日鉄連	(2)	関税引上げ
日鉄連	(3)	セーフガード措置の濫用	・2013 年 6 月から 9 月にかけて、溶融亜鉛メッキ鋼板、線材、山形鋼、棒鋼および形鋼、異形棒鋼および異形線材、継目無鋼管および溶接鋼管に対するセーフガード調査を立て続けに開始。セーフガード措置の濫用により、保護主義的な動きが周辺国のみならず、世界的に蔓延する恐れがある。 2013 年 10 月 8 日、線材に対する 200 日間の暫定セーフガード措置賦課開始。 2013 年 10 月 8 日、異形棒鋼に対する 200 日間の暫定セーフガード措置賦課開始。 2013 年 11 月 29 日、溶融亜鉛メッキ鋼板に対するセーフガード調査終結。 2014 年 1 月 29 日、継目無鋼管および溶接鋼管に対するセーフガード調査終結。 2014 年 4 月 23 日、山形鋼に対するセーフガード調査終結。 2014 年 4 月 23 日、異形棒鋼および異形線材に対するセーフガード調査終結。	・セーフガード措置濫用の中止。	・商工観光省令 809/94、法律 7/91	

經由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				2014年4月30日、線材に対するセーフガード措置開始。 2014年5月19日、棒鋼および形鋼に対するセーフガード調査終結。 (対応) ・2014年4月30日、線材に対するセーフガード措置開始。		
12	為替管理 日機輸 日機輸	(1)	過度の為替変動	・USドル高が進み、カナダ、メキシコ、南米各国での購入コストが上がってしまい、価格競争力が低下している。 ・2017年度は、やや安定も、急激な為替変動リスクは存続。	・できる限りの為替の安定化を推進して頂きたい。 ・過度の為替変動に対しては、市場介入も含め金融当局の断固たる措置を期待。	
14	税制 フル工 自動部品	(1)	頻繁な税制改正	・金融取引税(0.3%)、付加価値税(16%、自動車は25~35%)、通関税(1.2%)、民主安全保障税(1.2%)、資産税(0.3%)など、国家財政に左右される形での新税導入、税制変更が度々あり、予定された採算が確保できない。	・新税制導入、税制や税率変更の際には、外資企業に対話機会を提供するとともに、十分かつ妥当な説明を実施する等、透明性を確保して頂きたい。	・コロンビア税法第292条第2項 ・コロンビア税法運用規則第23条第3項第4号
17	知的財産制度運用 製薬協	(1)	強制実施権の発動	・医薬品の価格低下/保険財政の問題解決を意図した強制実施権の発動の動きがある。コロンビアは、2016年、特許を侵害しないジェネリック薬が販売されているにもかかわらず、強制実施権の発動を新薬の価格を下げるための圧力として用いた。	・TRIPS協定31条の条件を満たさない、安易な強制実施権の発動は止めて頂きたい。 ・強制実施権発動の基準や手順を明確化していただきたい。	・TRIPS協定31条
19	工業規格、基準 安全認証 日機輸 日鉄連	(1)	省エネ認証規則制定における内外差別の懸念	・2016年度より冷蔵庫で省エネ認証開始(RETIQ)。コロンビア国内ラボでの実験データ採用が義務化。コロンビア地場メーカーのHaceb、Challengerを優遇する内容になる事を懸念している。	・公平な法規設定を希望。(実質的な輸入規制)	
		(2)	適合性評価手続きの煩雑	・2013年9月20日、コロンビア商工観光省が異形線材(HS: 7213.10.00.00)・ワイヤグリル(HS: 7314.20.00.00)に対する適合性評価手続き導入に関するWTO通報を実施。制度のドラフトによると、国内生産者および輸入者は適合性評価を満たしていることの証明書の入手が必要となる。 証明書は、a)国内の認証機関、b) IAF, MLA, ILAC, IAACといった相互承認を行っている国際認証機関、c)コロンビアが相互承認を行っている原産国における認証機関で入手が可能となる。	・制度の撤廃。 ・手続き(含.除外制度)の明確化・簡素化。	・Draft Decree of the Ministry of Commerce, Industry and Tourism "Issuing the Technical Regulation applicable to plain and deformed steel wire and electrically welded mesh for concrete reinforcement which are manufactured in, imported into or marketed in Colombia "
21	土地所有制限 日機輸	(1)	土地所有の困難	・政府が主導する大型インフラプロジェクトに於いて設備建造用地取得が受注事業者の役務と規定される形態が見られる。当国では原住コミュニティやゲリラ組織などの存在から土地取得にかかる交渉のハードルが高く、特に知見の無い外資企業にとって事業参入の障害となりうる。	・政府主導のプロジェクトに於いては政府にて土地取得交渉を実施頂きたい。	
22	環境問題・廃棄物処理問題 日機輸	(1)	環境許認可取得手続きの遅延	・政府が主導する大型インフラプロジェクトに於いて関連する環境許認可取得が受注事業者の役務と規定される形態が見られる。同許認可取得には通常長期間を要し、特に知見の無い外資企業にとって事業参入の障害となりうる。	・政府主導のプロジェクトに於いては政府にて環境許認可取得を実施、或いは事業者による申請プロセスを免除頂きたい。	

經由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24 法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	政府/行政機関の方針決定・法規制策定の遅延	・政府/行政機関が発注者となる大型インフラプロジェクトに於いて、彼らの方針決定・法規制策定に多大な時間を要している。これらの遅れからプロジェクト全体に大幅な遅延が生じることが珍しくなく、外資の当国市場取組みを制限する一因となっている。	・政府機関が従来定めたスケジュールを維持して頂きたい。	
26 その他	日機輸	(1)	交通インフラ未整備(道路)	・ボゴタ市内の道路は、至る所に路面の穴がそのまま放置され、渋滞、及び、交通事故の大きな要因となっている。渋滞による経済的損失、及び、渋滞中の犯罪の増加にもつながっており、外国からの投資にも影響を与えていると考えられる。 (対応) ・第4世代道路網整備プロジェクトの再活性化について、コロンビア政府は、昨年末に環境、所有権及び財政的問題のため中断されていた第4世代道路網整備プロジェクトの29のプロジェクトを再活性化する計画を発表した。現在、本プロジェクトの75%に相当する22のプロジェクトの実施が進められており、2019年6月末までに25のプロジェクトを稼働することを目標としている。(2019年6月11日、当地紙報道)	・ボゴタ市への改善申入れと、日本企業への要望を確認頂きたい。	